

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社
電話健康相談室

「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

—オンライン初診の実施について—

2020年4月17日版

オンライン診療が初診から解禁に

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症が収まるまでの期間限定の措置として、4月13日より初診患者についてもオンライン診療の実施を解禁しました。院内感染を含む感染防止をねらうもので、医師が実施可能と判断すれば、患者の受診歴にかかわらず電話やスマートフォン等の情報通信機器を使用したオンライン診療を受けられることとなります。これまで初診では直接対面による診療が原則とされ、オンライン診療は再診でのみ認められていました。

今回の措置は、4月7日の「緊急経済対策」の閣議決定（非常時の対応としてオンラインや電話による診療・服薬指導が希望者に活用されるよう、直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する）を受けたもの。初診からの電話・オンライン診療（オンライン初診）の実施にあたっては、「患者に診療で生じるおそれのある不利益等を説明する」、「対面診療が必要と判断した場合は速やかに移行する」、「なりすましを防ぐために被保険者証で受給資格を確認する」などの条件や留意点があります。

●オンライン診療を受けるには？ どこで受けられる？

かかりつけ医がある場合は、その医療機関の窓口で「電話・オンライン診療を行っているか」

を確認します。かかりつけ医がない場合は、厚生労働省ホームページの「対応医療機関リスト」（現在、準備中）を確認します。その際に、医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけ近くの医療機関を選択することが勧められます。医療機関によって予約方法が異なりますので、各医療機関のホームページなどで確認しましょう。

●薬の処方や受け取りは？

初診からの電話・オンライン診療において、診療録等から過去の基礎疾患などの情報が確認できない場合、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬および向精神薬に加え、抗悪性腫瘍剤や免疫抑制剤などの処方は適用外とされています。

処方箋は医療機関からファクシミリなどで薬局に送付されます。薬局の薬剤師は電話等で患者に服用上の注意点や副作用などの説明を行います。届ける方法に関しては患者と相談のうえ、書留郵便等で患者へ送られ、薬剤師は届いたことを電話等により確認します。温度等に特別の注意を要する薬剤や早急に授与する必要のある薬剤については、薬局の従事者が届ける、患者またはその家族等に来局を求める等も可能とされています。

●医療費・薬代の支払いは？

医療費の支払い方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等での実施が可能となりました。

薬剤およびその配送料については、配送業者による代金引換のほか、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等での支払いが認められることになりました。

監修：寺下 謙三（寺下医学事務所 代表）

参考

厚生労働省 事務連絡

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

[厚生労働省 ホームページ](#)

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html
